

平成 25 年 7 月 31 日

保護者各位 殿

社会福祉法人 東雄福社会  
まごやま保育園

## 災害時等における保護者の参集基準等について (地震・火災・風水害)

### 1. 地震が発生したとき

震度5以上の地震があったとき若しくは東海地震の警戒宣言が発令されたときには、当園から連絡がなくても、入所者を迎えに来てください。

### 2. 風水害の警報が発表継続中のとき

午前7時の段階で埼玉県北部若しくは埼玉県北東部又は鴻巣市に「暴風警報」「暴風雪警報」「大雨警報」「洪水警報」若しくは「大雪警報」が発表継続中の場合、又は、登園後に埼玉県北部若しくは埼玉県北東部又は鴻巣市に「暴風警報」「暴風雪警報」「大雨警報」「洪水警報」若しくは「大雪警報」が発表された場合であり、かつ、まごやま保育園災害（風水害）対策本部が園の運営上保育を開始若しくは継続することが妥当でないと判断した場合には、入所者の登園の自粛若しくはお迎えの要請を行う場合があります。

### 3. その他のとき

震度5未満の地震、火災、又は、警報レベルでない暴風、大雨、若しくは大雪が発生した場合であっても、園の運営上保育を開始若しくは継続することが困難な場

合には、入所者の登園の自粛若しくはお迎えの要請を行う場合があります。

#### 4. 避難先

災害時における当園の避難先は原則として以下のとおりとします。

- 地震・・・田間宮小学校
- 風水害・・・鴻巣東小学校

#### 5. 情報伝達方法

災害時には、1. 各組の緊急連絡網、2. 災害用伝言ダイヤル(171)若しくは3. 災害用伝言板(Web171)若しくは4. 園舎正門の玄関ガラス引違戸の内側及び5. 通用門内側の屋外用ガラス戸式掲示板における掲示のうち、被災状況に応じていずれか利用可能な手段により保護者に情報を発信します。

#### 6. 緊急連絡網についてのお願い

特に単独火災発生時及び風水害の警報段階における入所者のお迎えの要請若しくは預かりの休止の通知は、各組の緊急連絡網により情報発信される可能性が高いと予想されます。連絡網の自分の前後数人の電話番号を携帯電話などに登録しておきましょう。連絡網の直前の人から電話が来るとは限りません。知らない電話番号なので緊急連絡を無視するということが起きないように普段から準備しておきましょう。

以上。